

オレンジリングは、認知症サポーター(応援団)のあかしです。

国の認知症施策について

認知症施策推進大綱の 中間評価を踏まえた取組の推進

令和5年8月22日 三重県医療保健部長寿介護課

国における認知症施策の推進

- ①認知症施策推進大綱
- ②共生社会の実現を推進するための 認知症基本法について

厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会(第107回) 令和5年7月10日の資料より

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 33988.html)

第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針(案)について 令和5年7月10日の介護保険部会意見反映後

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項 七 認知症施策の推進

認知症施策については、(中略)令和元年六月十八日、認知症施 策推進関係閣僚会議において認知症施策推進大綱がとりまとめら れた。

認知症施策推進大綱の対象期間は令和七年までの六年間であり、 令和四年は策定三年後の中間年であったことから、施策の進捗状 況について中間評価が行われた。

したがって、今後は、<u>中間評価の結果を踏まえ、認知症施策推進</u>大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らし <u>〈暮らし続けることができる社会を実現するため、次の1から5までに</u> <u>掲げる柱に沿って認知症施策を進めることが重要である。</u> また、これらの施策は<u>認知症の人やその家族の意見も踏まえ</u>て推進することが重要である。

なお、令和五年通常国会で成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和五年法律第六十五号)の施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく必要があることに留意すること。

認知症施策推進大綱

(令和元年6月18日 認知症施策推進関係閣僚会議決定)

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」*1と「予防」*2を車の両輪として施策を推進



認

知

症

0

や家

族

0

視

点

0

重

視

- ※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味
- ※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「**認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする**」という意味

コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、 周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を 向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、**住み 慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続け ることができる社会を目指す**。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の 予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等 が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆 されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収 集・普及し、正しい理解に基づき、**予防を含めた認知症** への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代 での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、 認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・ 治療法等の研究開発を進める。

対象期間:2025(令和7)年まで

具体的な施策の5つの柱

① 普及啓発・本人発信支援

- ・企業・職域での認知症サポーター養成の推進
- ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

2 予防

- ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- ・エビデンスの収集・普及

医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の 人への支援・社会参加支援

- ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
- ・企業認証・表彰の仕組みの検討
- ・社会参加活動等の推進

⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

・薬剤治験に即応できるコホートの構築

等

等

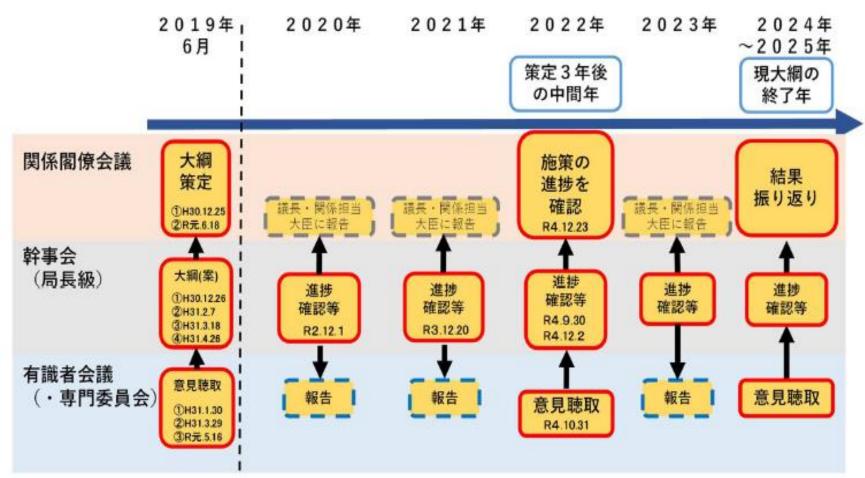
— 198

認知症施策推進大綱のフォローアップについて

認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定) 抜粋

1. 基本的考え方

本大綱の対象期間は、団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年までとし、<u>策定後3年を目途に、施策の進捗を</u>確認するものとする。



進捗状況の評価結果

大綱のKPIとして設定されている項目に対して、これまでの進捗状況を評価するため、次の評価基準に基づき、評価を行った。

(KPI 74件・評価項目 92件)

評価	基準内容	評価 項目
S	<u>2025年までの目標を既に達成</u> (目標値に対する達成度合いが100%以上)	25
Α	2025年までの6年間のうち <u>3年目の達成状況が100%以上</u>	12
В	2025年までの6年間のうち3年目の達成状況が60%~100%未満	11
С	2025年までの6年間のうち <u>3年目の達成状況が60%未満</u>	
未達成	目標年度が過ぎている項目のうち、目標値に達していないもの	12
対応中	実施済であるが定性的なKPI/目標であり、継続的に対応を行っているもの	28
	合 計	92

- ※KPIを達成した項目や、目標年度を超過している項目については、新目標の設定を検討。
- ※進捗状況が低調な項目(「C」及び「未達成」の項目)については、理由と対応策を示す。
- ⇒評価が「C」や「未達成」など、進捗状況が低調であった項目については、全都道府県又は全市町村が実施すべきとする目標が多いという状況であった。このため、よりわかりやすいコンセプトの周知徹底、好事例や留意点の情報共有などを通じ、未実施の自治体への支援を実施することとする。

〇認知症施策推進大綱策定後3年の施策の進捗確認を踏まえ、見直しを行ったKPI

し 能和企態來往進入構象と後5千0%。			
KPI	大綱策定時(令和元年6月18日)	見直し内容(令和4年12月23日) ※時期の記載がないKPIは2025年までの目標	
KPI 1	認知症サポーター養成数 1200万人(2020年度)	認知症サポーター養成数 1500万人	
KPI 5	自治体における、事前に本人の意思表明を確認する取組の実施率 50%	自治体における、事前に本人の意思表明を確認する取組の実施率 70%	
KPI 19	成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度に高める	成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%に向上させる(2026年度末)	
KPI 28	「患者のための薬局ビジョン」において示す、かかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤 師を配置している薬局数 70%	「患者のための薬局ビジョン」において示す、かかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数 80%	
KPI 31	認知症疾患医療センターの設置数 全国で500カ所、二次医療圏ごとに1カ所以上(2020年度末)	認知症疾患医療センターの設置数 全国で500カ所、二次医療圏ごとに1カ所以上	
KPI 35	介護人材確保の目標値(2025年度末に 245万人確保)	介護人材確保の目標値(2025年度末に 243万人確保)	
KPI 36	介護従事者に対する認知症対応力向上研修受講者数(2020年度末) 認知症介護指導者養成研修 2.8千人 認知症介護実践リーダー研修 5万人 認知症介護実践者研修 30万人 認知症介護基礎研修 介護に関わるすべての者が受講	介護従事者に対する認知症対応力向上研修受講者数 認知症介護指導者養成研修 2.8千人 認知症介護実践リーダー研修 5万人 認知症介護実践者研修 32万人 認知症介護其礎研修 介護に関わるすべての者が受講	
KPI 43	認知症カフェを全市町村に普及(2020年度末)	認知症カフェを全市町村に普及	
KPI 45	バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標の達成(2020年度末)	バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標の達成(2025年度末)	
KPI 46	地域公共交通活性化再生法に基づく、地域公共交通網形成計画の策定件数 500件	地域公共交通活性化再生法に基づく、地域公共交通計画の策定件数 1200件(2024年度末)	
KPI 49	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数 17.5万戸(2020年度末)	居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 50%(2030年度末)	
KPI 51	居住支援協議会に参画する市区町村及び自ら設立する市区町村の合計が全体の80%(2020 年度末)	居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 50%(2030年度末)	
KPI 59	全預金取扱金融機関の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導 入済とする金融機関の個人預金残高の割合 50%以上(2021年度末)	後見制度支援信託・支援預貯金の普及	
KPI 60	成年後見制度の利用促進について(2021年度末) ・中核機関を整備した市区町村数 全1741市区町村 ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村 ・中核機関において後見人候補を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村 ・中核機関において後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施)を行っている市区町村数 200市区町村 ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村 ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村 ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人 ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県 の数 全47都道府県	成年後見制度の利用促進について(2024年度末) ・中核機関(権利擁護支援センター等を除く)を整備した市町村数 全1741市町村 ・リーフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市町村数 全1741市町村 ・リーフレット等による任意後見制度の周知を行っている市町村数 全1741市町村 ・成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討を行った市町村数 全1741市町村 ・市町村計画の策定・第二期計画に基づく必要な見直しを行った市町村数 全1741市町村 ・担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の育成の方針の策定を行った都道府県数 全47都道府県 ・担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の養成研修を実施している都道府県数 全47都道府県 ・市町村長申立てに関する研修を実施している都道府県数 全47都道府県 ・協議会を設置した都道府県数 全47都道府県数 ・意思決定支援研修を実施している都道府県数 全47都道府県	
KPI 61	人口5万人以上の全ての市町において、消費者安全確保地域協議会の設置	消費者安全確保地域協議会設置市区町村の都道府県内人口カバー率 50%以上	
		0	

認知症のバイオマーカーの開発・確立(POC取得5件以上)

KPI 70

認知症のバイオマーカーの開発・確立(POC取得3件以上)



認知症の発症を遅らせ、認知症になっても 希望を持って日常生活を過ごせる社会

予防



認知症施策推進大綱 (KPI 74件·評価項目92件)

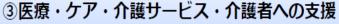
- ①普及啓発・本人発信支援
- ・認知症サポーター養成数 1500万人
- ・市町村における「認知症ケアパス」 作成率 100%
- 全都道府県においてキャラバン・メ
- イト大使(仮称)の設置

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・地域公共交通計画の策定件数 1200件
- ・居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 50%
- ・全市町村で、チームオレンジを整備
- ・全若年性認知症支援コーディネーターが初任者研修・ FU研修を受講

②予防

- ・介護予防に資する通いの場への参加率を8%程度に高める
- ・成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%に向上させる等



- ・初期集中支援チームにおける訪問実人数全国で年間40,000件
- ・認知症疾患医療センターの設置数 全国で500カ所
- ・医療従事者・介護従事者に対する認知症対応力向上研修受講者数
- ・認知症カフェを全市町村に普及

얼

⑤研究開発・産業促進・国際展開 · 認知症のバイオマーカーの開発・確立 (POC取得5件以上) 等

認知症の人や家族の視点の重視

共生社会の実現を推進するための認知症基本法について

厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会(第107回) 令和5年7月10日の資料より

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 33988.html)



社会保障審議会 介護保険部会(第107回)

資料4

令和5年7月10日

共生社会の実現を推進するための認知症基本法について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進

~共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく~

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①~⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成 員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を 表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定(認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。) 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定(認知症の人及び家族等の意見を聴く。) (努力義務)

5.基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

- ② 【認知症の人の生活におけるパリアフリー化の推進】
 - 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
 - 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
- ③ 【認知症の人の社会参加の機会の確保等】
 - 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
 - 若年性認知症の人(65歳未満で認知症となった者)その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
- ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

- ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】
 - 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
 - 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
 - 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
- ⑥【相談体制の整備等】
 - 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
 - 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
- ⑦【研究等の推進等】
 - 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
 - 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等
- 8 【認知症の予防等】
 - 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
 - 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6.認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

- ※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。
- ※ 施行期日等:公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討